

岡垣町新型インフルエンザ等対策行動計画
(概要版)

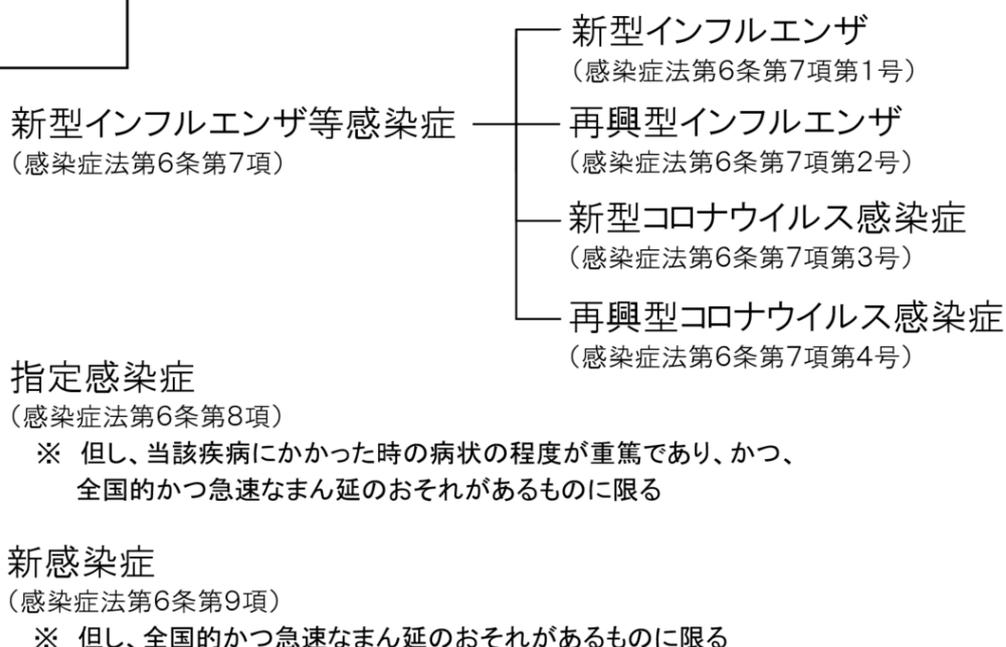
令和8年3月

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）では、病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体（県・市町村）、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置が定められている。

新型インフルエンザ等

(特措法第2条第1号)

**(2) 町行動計画の作成と感染症危機対応**

○町では、特措法、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県計画」という。）に基づき、新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるため、岡垣町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定している。

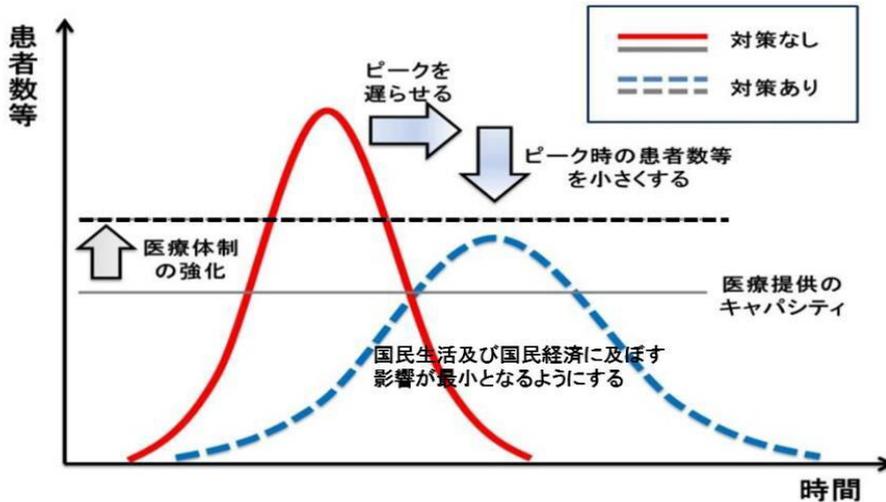
○町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や実施する措置等を示している。

○また、町行動計画は新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること
 - ・流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
 - ・患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないよう、医療提供体制の強化を図る。

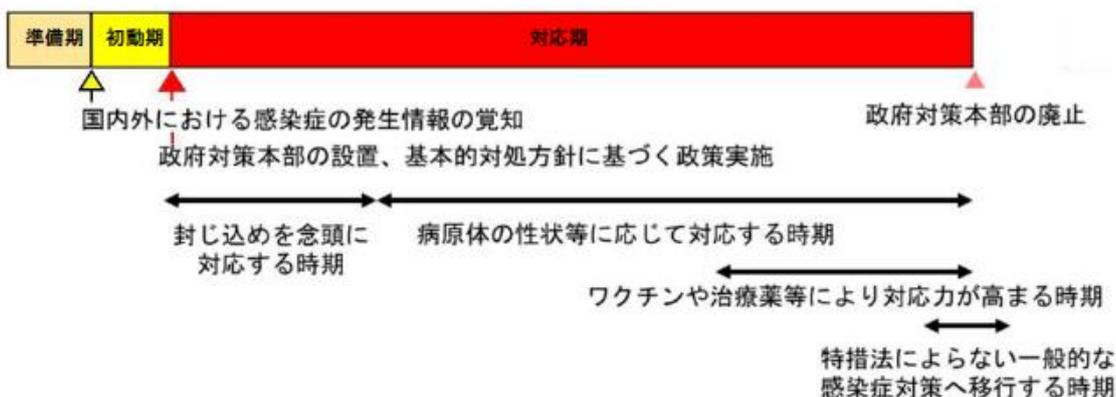
【新型インフルエンザ等対策の効果のイメージ】



- 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。
 - ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

(2) 有事のシナリオ

- 感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応できるシナリオとするため、新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、3つの時期（準備期、初動期、対応期）に区分し、時期ごとの特徴を踏まえ、対応を行う。



〔3〕対策の基本項目

○政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止 ④ワクチン
⑤保健 ⑥物資 ⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保

〔4〕対策推進のための役割分担

○国

国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

○地方公共団体

【県】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び特措法に基づく措置の実施主体として、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する判断と対応を行う。

【市町村】

住民に最も近い行政単位として、住民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、対策を実施する。

○医療機関

新型インフルエンザ等の発生前から、県と医療措置協定を締結し、新型インフルエンザ等の発生時には、医療措置協定に基づき医療の提供を行う。

○指定（地方）公共機関

新型インフルエンザ等の発生時に、特措法に基づき対策を実施する責務を有する。

※指定（地方）公共機関：電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者

○登録事業者

新型インフルエンザ等の発生前から、重要業務の事業継続等の準備を行い、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

※登録事業者：医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者

○一般の事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行う。

○住民

新型インフルエンザ等に関する情報を得て、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

（１）実施体制

- 平時から、関係機関の間で情報共有や訓練等の取組を進め、連携体制を強化する。
- 有事には、必要に応じて総合調整を行いながら、新型インフルエンザ等対策を実施する。

【準備期】

- ・町行動計画、業務継続計画等の作成
- ・会議等を通じた関係機関との連携強化
- ・新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練の実施

【初動期】

- ・国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合、町対策本部を設置検討

【対応期】

- ・緊急事態宣言がなされた場合、直ちに町対策本部を設置
- ・緊急事態措置に関する総合調整
- ・職員の派遣・応援への対応

（２）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 平時から、感染症対策等対策について、住民へ情報提供・共有を行う。
- 双方向のコミュニケーションの体制整備及び実施

【準備期】

- ・住民への感染症に関する情報提供・共有
- ・県や関係機関との連携
- ・国からの要請を受けてコールセンター等の設置準備

【初動期】

- ・住民への情報提供・共有について対策強化
- ・国からの要請を受けてコールセンター等を設置
- ・県や関係機関との連携体制強化

【対応期】

- ・住民への情報提供・共有について体制強化
- ・情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

（３）まん延防止**【準備期】**

- ・基本的な感染症対策の普及
- ・有事の際の対応について住民の理解促進

【初動期】

- ・県からの要請を受け、町業務継続計画に基づく体制準備

まん延防止に関して県が実施する対策（対応期）

- ▶患者や濃厚接触者への対応（感染症法に基づく入院勧告・措置や外出自粛要請等）
- ▶県民に対する要請（基本的な感染対策、外出自粛等）
- ▶事業者や学校等に対する要請
（営業時間変更や休業、施設の使用制限、学級閉鎖・休校等）

（４）ワクチン

○住民に対する予防接種の実施方法の検討や準備を進め、有事には円滑な接種を実施する。

【準備期】

- ・医療関係者等と連携した接種体制の構築
- ・ワクチンの接種に必要な資材の確保方法の確認

【初動期】

- ・接種会場等の確保
- ・接種に携わる医療従事者の確保

【対応期】

- ・構築した接種体制に基づく接種の実施
- ・感染状況を踏まえた接種体制の拡充の検討
- ・接種に関する具体的な情報の提供

（５）保健

【対応期】

- ・県と連携し、県が実施する健康観察や当該患者やその濃厚接触者へ必要なサービス提供又は物品の支給に協力

（６）物資

【準備期】

- ・感染症対策物資等の備蓄、備蓄状況の確認

（７）住民の生活及び地域経済の安定の確保

【準備期】

- ・情報共有体制の整備
- ・有事における支援の仕組みの整備

【対応期】

- ・住民の心身への影響を考慮した施策の実施
- ・生活支援を要する者への支援
- ・教育及び学びの継続に関する支援
- ・事業者等に対する支援